

沿岸広域振興局長告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年1月13日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1（1）路線名 岩泉平井賀普代線
 - （2）供用開始の区間
 - ア 下閉伊郡田野畑村切牛191番8地先内
 - イ 下閉伊郡田野畑村切牛191番6地先内
 - ウ 下閉伊郡田野畑村切牛191番6地先から191番5地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成27年1月13日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 平成27年1月13日から同年2月13日まで
- 2（1）路線名 吉浜上荒川線
 - （2）供用開始の区間 釜石市唐丹町字上荒川46番2地先から39番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成27年1月15日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
 - イ 期間 平成27年1月13日から同年2月13日まで